

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

公 告	ページ
○ 委託契約に係る一般競争入札の公告【環境局環境未来都市推進室】	1 8 9 4
○ 大規模小売店舗の変更事項の届出（ 8 件）【産業経済局地域産業振興部商業振興課】	1 8 9 7

北九州市公告第471号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年7月13日

北九州市長 北 橋 健 治

1 委託内容

- (1) 業務名 北九州市住宅用太陽光発電システム等設置補助金交付事業補助業務
- (2) 履行の内容等 入札説明書及び仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 平成24年7月23日から平成25年3月31日まで
- (4) 業務履行場所 委託業者事務所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当するものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 有資格者名簿に登載されている契約の相手方所在地が北九州市内にあること。
- (4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 下記日時に開催される入札説明会に参加し、仕様書を受け取るとともに、業務に関する説明をうけたもの。

ア 入札説明会日時 平成24年7月18日午前9時30分

イ 入札説明会会場 北九州市役所本庁舎10階 101会議室

3 入札の場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区域内 1 番 1 号
北九州市環境局環境未来都市推進室

イ 日時 公告の日から平成 24 年 7 月 20 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 9 時から午前 11 時 30 分まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

(2) 仕様書に対する質問

入札説明会後において、仕様書に対する質問がある場合は、次のとおり書面により提出すること。なお、書面はファックス又は電子メールによるものも受け付ける。

ア 場所 第 1 号アの場所と同じ

イ 期限 平成 24 年 7 月 19 日午後 5 時までに必着のこと。

ウ 質問書に対する回答は、入札説明会に参加した者に平成 24 年 7 月 20 日にファックス又は電子メールで回答する。

(3) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区域内 1 番 1 号
北九州市役所本庁舎 10 階 101 会議室

イ 日時 平成 24 年 7 月 23 日午前 9 時 30 分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の 100 分の 5 以上。ただし、契約規則第 18 条で準用する第 5 条第 7 項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 入札価格の 100 分の 5 以上。ただし、契約規則第 25 条第 7 項第 1 号又は第 3 号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札参加資格のない者がした入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札

ウ 開札にあたり入札参加資格のない者が立ち会いした入札

エ 北九州市契約規則第 12 条各号のいずれかに該当する入札

オ 再度入札において前回入札価格以上の価格の入札

(4) 落札者の決定方法

入札者の中から、契約規則第13条第1項の規定に基づいて作成された
予定価格以下で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする
。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 手続きにおける交渉の有無 無

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市環境局環境未来都市推進室

〒803-8501 小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2238

FAX 093-582-2196

北九州市公告第476号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成24年7月13日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スピナマート中井店
北九州市小倉北区中井四丁目8番10外1筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者
エヌエスリース株式会社
東京都港区浜松町二丁目4番1号
取締役社長 井尻康之
- 3 変更する事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 - ア 変更前
エヌエスリース株式会社
取締役社長 岡添 裕
 - イ 変更後
エヌエスリース株式会社
取締役社長 井尻康之
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の所在地の変更
 - ア 変更前
東京都千代田区有楽町一丁目7番1号
 - イ 変更後
東京都港区浜松町二丁目4番1号
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
株式会社西鉄ストア
福岡市中央区大名一丁目4番1号

代表取締役社長 有馬紀顕

ほか5者

イ 変更後

株式会社西鉄ストア

福岡市中央区大名一丁目4番1号

代表取締役社長 築嶋俊之

ほか5者

4 変更の年月日

平成24年7月1日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

平成24年7月4日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号

北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課

(2) 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市小倉北区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成24年7月13日から平成24年11月12日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成24年11月12日までに北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第477号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成24年7月13日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スピナマートさくら通り
北九州市八幡東区平野二丁目11番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社スピナ
北九州市八幡東区平野二丁目11番1号
代表取締役社長 小田孝幸
- 3 変更する事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 - ア 変更前
株式会社スピナ
代表取締役社長 日浅恭亘
 - イ 変更後
株式会社スピナ
代表取締役社長 小田孝幸
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
株式会社西鉄ストア
福岡市中央区大名一丁目4番1号
代表取締役社長 有馬紀顕
ほか2者
 - イ 変更後
株式会社西鉄ストア
福岡市中央区大名一丁目4番1号

代表取締役社長 築嶋俊之

ほか2者

4 変更の年月日

平成24年7月1日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

平成24年7月4日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号

北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課

(2) 北九州市八幡東区中央一丁目1番1号

北九州市八幡東区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成24年7月13日から平成24年11月12日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成24年11月12日までに北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第478号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成24年7月13日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングパーク千代
北九州市八幡西区千代三丁目1番2号
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社スピナ
北九州市八幡東区平野二丁目11番1号
代表取締役社長 小田孝幸
- 3 変更する事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 - ア 変更前
株式会社スピナ
代表取締役社長 日浅恭亘
 - イ 変更後
株式会社スピナ
代表取締役社長 小田孝幸
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
株式会社西鉄ストア
福岡市中央区大名一丁目4番1号
代表取締役社長 有馬紀顕
ほか7者
 - イ 変更後
株式会社西鉄ストア
福岡市中央区大名一丁目4番1号

代表取締役社長 築嶋俊之

ほか6者

4 変更の年月日

平成24年7月1日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

平成24年7月4日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号

北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課

(2) 北九州市八幡西区筒井町15番1号

北九州市八幡西区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成24年7月13日から平成24年11月12日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成24年11月12日までに北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第479号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成24年7月13日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スピナマート穴生店
北九州市八幡西区鉄王一丁目4番9号
- 2 大規模小売店舗を設置する者
エヌエスリース株式会社
東京都港区浜松町2丁目4番1号
取締役社長 井尻康之
- 3 変更する事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 - ア 変更前
エヌエスリース株式会社
取締役社長 岡添 裕
 - イ 変更後
エヌエスリース株式会社
取締役社長 井尻康之
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の所在地の変更
 - ア 変更前
東京都千代田区有楽町1丁目7番1号
 - イ 変更後
東京都港区浜松町2丁目4番1号
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
株式会社西鉄ストア
福岡市中央区大名一丁目4番1号

代表取締役社長 有馬紀顕

ほか7者

イ 変更後

株式会社西鉄ストア

福岡市中央区大名一丁目4番1号

代表取締役社長 築嶋俊之

ほか7者

4 変更の年月日

平成24年7月1日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

平成24年7月4日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号

北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課

(2) 北九州市八幡西区筒井町15番1号

北九州市八幡西区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成24年7月13日から平成24年11月12日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成24年11月12日までに北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第480号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成24年7月13日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングパーク鞆ヶ谷
北九州市戸畑区東鞆ヶ谷町2番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社スピナ
北九州市八幡東区平野二丁目11番1号
代表取締役社長 小田孝幸
- 3 変更する事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 - ア 変更前
株式会社スピナ
代表取締役社長 日浅恭亘
 - イ 変更後
株式会社スピナ
代表取締役社長 小田孝幸
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
株式会社西鉄ストア
福岡市中央区大名一丁目4番1号
代表取締役社長 有馬紀顕
ほか5者
 - イ 変更後
株式会社西鉄ストア
福岡市中央区大名一丁目4番1号

代表取締役社長 築嶋俊之

ほか5者

4 変更の年月日

平成24年7月1日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

平成24年7月4日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号

北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課

(2) 北九州市戸畑区千防一丁目1番1号

北九州市戸畑区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成24年7月13日から平成24年11月12日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成24年11月12日までに北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第481号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成24年7月13日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ファッションセンターしまむら一店
北九州市戸畑区一店二丁目2番地1
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社スピナ
北九州市八幡東区平野二丁目11番1号
代表取締役社長 小田孝幸
- 3 変更する事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 - ア 変更前
株式会社スピナ
代表取締役社長 日浅恭亘
 - イ 変更後
株式会社スピナ
代表取締役社長 小田孝幸
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
株式会社しまむら
埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目19番4号
代表取締役社長 野中正人
 - イ 変更後
株式会社しまむら
埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目19番4号
代表取締役社長 野中正人

ほか1者

4 変更の年月日

平成24年4月1日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

平成24年7月4日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号

北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課

(2) 北九州市戸畑区千防一丁目1番1号

北九州市戸畑区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成24年7月13日から平成24年11月12日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成24年11月12日までに北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第482号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成24年7月13日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングパーク鞆ヶ谷レストランパーク
北九州市戸畑区東鞆ヶ谷町2番2号
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社スピナ
北九州市八幡東区平野二丁目11番1号
代表取締役社長 小田孝幸
- 3 変更する事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 - (1) 変更前
株式会社スピナ
代表取締役社長 日浅恭亘
 - (2) 変更後
株式会社スピナ
代表取締役社長 小田孝幸
- 4 変更の年月日
平成24年7月1日
- 5 変更する理由
営業政策上の理由による。
- 6 届出年月日
平成24年7月4日
- 7 縦覧場所
 - (1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号
北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課
 - (2) 北九州市戸畑区千防一丁目1番1号

北九州市戸畑区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成24年7月13日から平成24年11月12日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成24年11月12日までに北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第483号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成24年7月13日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
高見ショッピングセンター
北九州市八幡東区高見二丁目7番6号ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社スピナ
北九州市八幡東区平野二丁目11番1号
代表取締役社長 小田孝幸
北九州市住宅供給公社
理事長 渡辺公雄
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 変更する事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 - ア 変更前
株式会社スピナ
代表取締役社長 日浅恭亘
北九州市住宅供給公社
理事長 渡辺公雄
 - イ 変更後
株式会社スピナ
代表取締役社長 小田孝幸
北九州市住宅供給公社
理事長 渡辺公雄
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

株式会社西鉄ストア
福岡市中央区大名一丁目4番1号
代表取締役社長 有馬紀顕
ほか29者

イ 変更後

株式会社西鉄ストア
福岡市中央区大名一丁目4番1号
代表取締役社長 築嶋俊之
ほか29者

4 変更の年月日

平成24年7月1日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

平成24年7月4日

7 縦覧場所

- (1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号
北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課
- (2) 北九州市八幡東区中央一丁目1番1号
北九州市八幡東区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成24年7月13日から平成24年11月12日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成24年11月12日までに北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見